

## ひたちなか市教育委員会会議録

令和元年 第13回 ひたちなか市教育委員会 10月定例会 会議録					
令和元年10月9日		開会 午後2時00分		閉会 午後3時10分	
○場 所	那珂湊第一小学校				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 白石 愛子	委 員 石川 拓也
○欠席委員					
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			福地 佳子	出席
	参事兼総務課長			井上 亨	欠席
	総務課長補佐			一木 宙	出席
	参事（教育担当）			大内 保広	出席
	参事兼指導課長			樫村 嘉通	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	出席
	学務課副参事兼保健給食室長			根本 光恵	出席
	参事兼青少年課長			岩崎 龍士	欠席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
	○事務局員	総務課係長			狩谷 智則
総務課主事			嶋田 ゆりか	出席	
1 議案審議等	報告第4号	専決処分の報告について【公開】			
2 その他	(1)	9月定例会市議会における教育委員会関係一般質問等について【公開】			
	(2)	ひたちなか市部活動の運営方針の策定について【公開】			
	(3)	平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校整備の進捗状況について【公開】			

令和元年第13回ひたちなか市  
教育委員会10月定例会会議録

開会 14:00

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

報告第4号 専決処分の報告について

学務課長 資料1ページをご覧ください。報告第4号といたしまして、専決処分の報告でございます。ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則及びひたちなか市私立幼稚園保育料等助成金支給条例施行規則を廃止する規則制定について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、ここに報告して教育委員会の承認を求めようとするものでございます。2ページをご覧ください。去る9月26日議会最終日でございますが、この上位規則であるそれぞれの条例が可決され成立いたしましたので、あわせてこの施行規則について至急廃止する必要があり、時間的余裕がないという理由によりまして、教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、同日専決処分いたしましたことを報告いたします。廃止理由につきましては3ページをご覧ください。急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることから、ひたちなか市立幼稚園の授業料等徴収条例及びひたちなか市私立幼稚園保育料等助成金支給条例が廃止されることに伴い、それぞれの条例の施行に関して必要な事項を定めている規則を廃止するものです。4、5ページにひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則及びひたちなか市私立幼稚園保育料等助成金支給条例施行規則を廃止する規則を載せております。参考といたしまして今回廃止した施行規則を別途配布しております。ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則につきましては、授業料の額やその他諸々の手続き等を定めているものになります。ひたちなか市私立幼稚園保育料等助成金支給条例施行規則につきましても、同様のものを定めております。説明は以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

【質疑・意見など】

石川委員 専決処分ということで、10月1日から既に施行されているということですが、私立も公立も問題なくスムーズにスタートしている状況ですか。

学務課長 はい。各園に対しては、公立と私立どちらにも事前に制度の説明や手続きを行って

おりますので、今のところ混乱はございません。

石川委員 時間も十分にあったでしょうから、十分な周知をされてきたということですね。

\* 報告第4号 専決処分の報告について、は全会一致で承認されました。

## その他（1）9月定例市議会における教育委員会関係一般質問等について

教育次長 9月定例市議会一般質問の主な内容をご報告いたします。資料は、6ページでございます。9月議会におきましては、登壇者7名のうち3名の議員から、教育関連の質問がございました。

まず、1番の宇田議員からは、「人権を尊重し多様性を認め合う社会の実現を目指して」ということで、性的マイノリティの方の人権問題を取りあげたご質問がございました。教育関係としては（3）教育の場での対応というご質問でしたが、その前段で2点の質問があり、まず（1）では、いわゆる「SOGI施策」（好きになる対象がどのような性別の人かという「性的志向」と、本人が自分の性別をどう認識するかという「性自認」は尊重されなければならないということ）についての考え方について、また（2）で、茨城県がこの7月に開始した「パートナーシップ宣誓制度」に対する本市の対応についての質問があり、この2点の質問には、市民生活部長が答弁いたしました。これらを踏まえ、（3）では、LGBTなど性的マイノリティの子が一定数いるということが想定される中、教育の場でどのような対応がされているのか、また今後の考えを伺うというものでございました。これに対しまして、教育長から、平成27年度発出の文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について」などに基づき、各学校で行われている、児童生徒の心情等に配慮した対応や、教職員の理解を深める研修の実施などについてご答弁いたしました。

4番の加藤議員からも、「LGBTなど性的マイノリティに対する支援と理解促進について」のご質問がございました。こちらも前段で、（1）本市の現状、（2）「パートナーシップ宣誓制度」を受けた対応についてのご質問に続き、（3）で、教育現場における相談体制と本市の現状について伺うという内容で、相談を受けた場合の体制や、トイレ、服装、教育活動への配慮などについてお答えいたしました。

6番の鈴木議員からは、まず、大項目2として、「奨学金制度」についてご質問がございました。医療・介護・福祉分野を目指す場合経済的負担が大きいとした上で、本市の奨学金について、他の奨学金と併用できるようにしてはという趣旨のご質問でございましたが、併用を認めた場合、同時期に複数の奨学金を返済しなければならず、利用者の過重な負担や滞納につながることも懸念されることから、まずは市内高校の進路指導担当者や、奨学金貸与者へのヒアリングなどを実施し、利用者のニーズを把

握した上で検討してまいりたいとお答えいたしました。

大項目3、「新中央図書館整備」につきましては、まず(1)は、立地候補地について、特に勝田駅からのアクセス性の観点からのご質問でした。現在の候補地は、勝田駅からの移動が可能な中心市街地を大前提としており、さらにバスなど公共交通の利便性、アクセスの際の通行の安全性、交通動線や交通量はじめ周辺道路への影響なども総合的に考慮してまいりたいとお答えしました。また、(2)の候補地の選定方法につきましては、市の文化拠点にふさわしいゆとりあるスペースを有すること、市内各所から安全・便利に来訪できるアクセス性などの観点から、今後、4箇所の候補地を2箇所に絞るとともに、市有地以外にもふさわしい敷地があれば加えて、詳細な検討をしてまいりたいとご答弁申しあげました。効果や課題を整理した上で、市が、まちづくりの観点から、年度内を目途に総合的に判断してまいりたいとお答えしたところでございます。

9月定例市議会での一般質問の概要につきましては、以上でございます。なお、現在の市議会については、10月末をもって4年の議員任期が満了となることから、10月27日に市議会議員選挙が予定されています。次の12月からは、新しい議員構成での議会となります。

#### 【質疑、意見など】

なし

#### その他(2) ひたちなか市部活動の運営方針の策定について

指導課長        それでは、「ひたちなか市部活動の運営方針」の策定について、説明、報告をいたします。資料は7ページ及び別冊をご覧ください。資料の7ページは、「ひたちなか市部活動の活動方針」を掲載しておりますが、これから説明いたします別冊資料の「部活動の運営方針」を1枚にまとめたものでございます。別冊資料の目次ページと各ページ下部に実際に振られているページがずれてしまっておりますが、各ページ下部に振られているページをもとに、別冊資料を用いて主な事項をご説明いたします。

まず、この運営方針の策定の経緯ですが、昨年度8月に「ひたちなか市運動部活動の運営方針」を策定いたしました。平成30年12月に文化庁から文化部活動のガイドラインが示されたことを踏まえ、令和元年7月に「茨城県部活動の運営方針」が策定されました。これらの方針に則り、本市といたしましても、「ひたちなか市運動部活動の運営方針」を改定し、運動部と文化部の部活動を一体的に扱うものとして、この度「ひたちなか市部活動の運営方針」を策定したものです。新しく策定いたしましたこの運営方針は、内容的には、これまでの運動部活動方針を踏襲しており、大きな変

更はございません。なお、この「活動方針」は、9月の校長会で提示しており、現在、各中学校で「学校の部活動に係る活動方針」を策定しているところです。

3ページ、「策定の趣旨」でございますが、本市の中学校部活動を対象とし、知・徳・体のバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができることや学校教育の一環として合理的でかつ効率的・効果的な取組を行うこと、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築することなどを重視して、全ての生徒にとって望ましい部活動の環境を目指すものでございます。この方針を元に、学校毎に「学校の部活動に係る活動方針」を11月に策定していくこととなっております。

6ページ、「適切な部活動の運営のための体制整備」につきましては、学校教育の一環としての部活動として、全職員共通理解のもと、部活動の運営を図っていくことと、適切な運営のための体制を整備することとしています。各学校では、校長が毎年4月に、学校部活動方針を策定し、部活動顧問は、年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出していきます。(2)のウに「校長は、生徒及び部活動顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。」としております。

9ページ、「部活動の休養日等の設定」につきましては、週当たり2日以上とし、平日の1日、土・日曜日のいずれか1日を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。学校閉庁日及び年末年始も、休養日とします。部活動の活動時間につきましては、平日は2時間程度、休業日は3時間程度といたします。夏季休業中の活動日数については、これまで通り、20日以内です。部活動の朝の活動は、原則として行いません。これらは、前回の方針と変わっておりません。なお、9ページ下の囲みについてですが、少年団の活動ではなく、金管バンド等を想定しておりますが、小学校で部活動のような活動を実施している場合、児童の発達段階や顧問の勤務負担の軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間などについて、部活動に準ずるものといたします。

11ページ、「学校単位で参加する大会等の見直し」については、生徒及び部活動顧問の負担が過度とならない程度に精査し、総合体育大会・新人体育大会を含め、1か月当たり1大会程度という目安を示しております。文化部もコンクール、地域の行事や催し物への参加について、生徒及び部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮し、運動部活動に準じた扱いとしています。

なお、運用の詳細につきましては、本日添付されておりましたが、Q&Aを各学校に示してございます。以上で、「ひたちなか市部活動の運営方針」についての説明、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

#### 【質疑・意見など】

石川委員　　これまで長い時間をかけて方針をつくることも大変だったかと思うのですが、今後は学校現場の方で校長が学校として方針を策定することになるかと思えます。保護者

からの理解を得るために、以前にはアンケートを取ったというような話も聞いたのですが、各学校ではどのようなのでしょうか。混乱をしないように理解を促すための手段ですとか、なにか手立ては行っているのでしょうか。

指導課長 各学校では今年度初めに部活動の保護者会議が行われておりまして、その場でこの活動方針についてご説明いただいているところです。例えば、朝練につきましては、前年度に保護者・顧問・生徒にアンケート等を取り、その結果を総合的に考えた結果、朝の活動は原則禁止ということでご理解いただいております。また、今年の4月の段階では文化部活動の方針については策定しておりませんでした。運動部活動に準じて扱ってまいりますと保護者に説明してございます。

石川委員 文化部も運動部に負けないくらい気合を入れて活動しているところもありますので、仮に、休養日が先行してしまっ、部活動の教育的な大事さがトーンダウンし困ってしまう、というところも今回のこの方針策定であるかと思っておりますので、学校ごとに密度の濃い、子ども達が納得し、保護者も納得し、という形をひたちなか市はつくれるようにしていただければと思います。義務教育の一環として、子ども達の知・徳・体の三つをバランス良く育てるという意味で部活動は大事な要素だと思うので、そこは手を抜かず教育委員会も考えていってほしいと思います。

指導課長 文化部活動において、例えば、先日マーチングバンドの大会がございまして、勝田二中・大島中が東関東大会に出場してまいりました。大島中が銀賞で勝田二中が銅賞と、それぞれ短い時間の中で頑張った結果です。勝田三中は10月12日に金沢市で行われる東日本大会に出場いたします。文化部活動についても、こういった方針があるとの意識の中で頑張っております。なお、運動部活動も含め、指導課では、技術的な指導を効率的に行うために、ボランティアの外部指導者を入れて活動できるようにしていきます。専門性のある方を入れることによって、練習の幅を広げ、短い時間で効率よくできるようにいたします。また、働き方改革にもつながるのですが、今始まったところで、県の方でも外部指導員の導入ということで学校の部活動の顧問なしで大会の引率までその方に単独でできる、というような制度を各学校に紹介するというものがございます。いずれにしても、限られた練習時間になりますので、効率よく効果的な部活動になるようにということを引き続き呼びかけていきたいと思っております。

石田委員 練習試合がたくさんあるという話をよく聞くのですが、やはり土日どちらかに練習試合が入ると3時間では収まらないと思うのですが、どのくらい練習試合があるのですか。秋だと短い頻度であるように思うのですが。また、学校によっても違うと思いますが。

指導課長 学校によっても種目によってもそれぞれ異なりますが、県からの活動方針の指導が入っておりますので、各市町村同様の取り決めのもと行っております。練習試合に一日かかる場合には、他の日を休養日に充てるよう各校長先生にお願いしております。練習試合の数や頻度について一概に回答するというのは難しいです。

- 石田委員 遠い場所まで頻繁に練習試合に行くということも聞きます。
- 指導課長 部活動が強ければ強いほど、広い範囲に練習試合に行くものと思います。
- 石田委員 その分平日にお休みがあるということなら先生にとってもよいと思います。
- 指導課長 そういった工夫をして、振り替えながら休養日をとること、と先生方にもその都度お話をしておりご理解いただいていると思います。
- 白石委員 外部指導者についてです。競技未経験の先生が部活動の顧問になった場合に、技術的指導が難しくなかなか強くなれず、子ども達もその保護者達も、先生が努力されていることを分かった上で、悩み、もどかしい思いをしている、ということがこの学校でもあるようです。そのために外部指導者を探そうとしても、ボランティアでとなるので、普段は仕事をしているのに大会だからといって来ることができる方ばかりではないですし、探し方も分からないというような問題があります。県等が外部指導者を探してくれる仕組みを整えば、学校間でも技術的に平等な指導環境が実現できるのではないかと思います。
- 石川委員 経験上、どの部活も競技専門の顧問がつく、というのは絶対に無理です。サッカー部や野球部出身の先生が多いといった偏りも多いですし、男女もあります。なので、外部指導者を招くといった話になるかと思うのですが、顧問の先生のキャパシティーによりませんが、たとえ競技経験がなくても、一生懸命勉強をして部活を強くしている顧問の先生もいます。先生の努力によってという部分もありますので、必ずしも外部指導者に頼るというだけではなく、学校として顧問の先生が役割を担いつつ、外部指導者にもお願いして、と二つの方向からやっていければ良いと思います。
- 教育長 外部指導者はいればいるほど良いとは思いますが、お互いを尊重できずに外部指導者と顧問がうまくいかないケースもあるため、誰でも良いというわけにはいきません。また、先生の導きはもちろんですが、部活動の基本的な姿勢としては子ども達が主体的に取り組むことが重要です。そのため、子ども達が自ら練習計画を立て、練習方法を調べ、作戦を練る、というのが部活動の一番の教育的な効果で、成果として強くなるのはもちろん良いことですが、勝ち負けにこだわらず、選手生活をどのように送ったか、どのような仲間作りができたか、どのように作戦を練ったかという知恵がつくのが一番の目的かと思います。なので、その点を顧問が考え違いをして勝利主義になってしまったり、部を自分の所有物のようにしてしまったりということにならないようにしていきたいと思います。私も学生時代は顧問に放っておかれたほうでしたが、そのために、先輩と一緒に自分達で諸々調べることになりました。中学生でも、空いている時間に図書館で競技の本を調べながらやっているとところもありますし、それが本当の部活動かと思います。部をそういった方向にもっていけると、顧問が「私の言うことを聞け」というような部活動ではない方向にできるかと思います。
- 西野委員 部活動がスタートするのは何年生ですか。また、部活動は必ず一つ以上入らなければいけないのですか。

指導課長 部活動の開始時期は、多くの学校で一年生のゴールデンウィークを過ぎた頃です。その前後が、仮入部でいろんな部活動を体験できる時期です。そのタイミングで保護者会も行いまして、1年生の保護者に説明をいたします。また、基本的に部活動の加入については任意です。どの学校でも、必ず入らなければいけないということはありません。特設部というような形で水泳部や駅伝部など、特別に大会やその引率のために部活動が設定されることがあります。それについては二つ、例えば、通常は陸上部をやっているのだけれども、水泳の大会があるので水泳部として学校代表で出ることができるようになっています。

### その他（3）平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校整備の進捗状況について

総務課長補佐 9月25日に校名や校歌、校章について協議を行います第2回開校等準備委員会を開催いたしました。委員の構成につきましては、平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区の各自治会長、コミュニティ会長、統合の対象となる各PTA会長、各校長全16人で構成されております。

今回の協議内容につきましては、統合校の校名（案）の選定を中心に行いました。校名（案）につきましては、本年7/10～8/15に地域にお住まいの方及び統合対象校に在学している児童・生徒を対象に実施し応募者数は90人となっております。2時間近くにわたり各委員が協議した結果、校名（案）として「美乃浜学園」が選定されました。この校名（案）には3つの美しい浜が1つにまとまるという意味が込められており、阿字ヶ浦海岸の磯崎漁港寄りに立っている万葉集の歌碑の中の一節にもちなみ「美乃浜」とすることが満場一致で選定されたところとなっております。また校名の後に付きます義務教育学校や学園の部分につきましては、義務教育学校は堅苦しいとの意見が強く、小中学校という意見も出ましたが、学園が柔らかい感じで良いとの意見が多かったことから学園とすることといたしました。選定の理由につきましては、事務局で取り纏めのうえ開校等準備委員会の委員の皆様の承認をいただき決定をしていく予定としております。その選定理由を付し「美乃浜学園」を10月中に校名として決定する予定としております。また学校設置条例の一部を改正する条例の中において、「（仮称）平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校」となっている部分を「美乃浜学園」とする条例改正案を12月議会に提案する予定となっておりますので、次回の教育委員会定例会においてご協議させていただき予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

校歌・校章の制作につきましては、昨年度に保護者アンケートを実施したところ、どちらも専門家等に依頼するという回答が多い結果となっております。今回の開校等準備委員会においては、このアンケートの結果を踏まえいずれも制作を専門家に依頼することを開校等準備委員会において決定いたしました。制作者の人選につきまし



では、来年度当初より制作に着手していく予定としており、期間的に暇がありませんことから事務局の方で進めさせていただくことといたしました。

10月1日に統合校に関しPTAが決定していく事項を協議するPTA検討委員会を開催いたしました。委員につきましては、統合の対象となる各PTA会長および各校長が推薦する教諭から構成されております。この委員会につきましては開校するまでの間の統合校のPTA組織としての役割を担っております。今回は第1回のPTA検討委員会となりますので、PTA検討委員会の今後の進め方として(1)として委員会で決定をしていく事項と(2)としてPTA検討委員会で意見をいただく事項について協議をいたしました。(1)のPTA検討委員会で決定していく事項としては、制服、体操服等に関する事項、PTA組織等に関する事項、通学等に関する事項の3つの事項となっております。まず制服・体操服等に関する事項についてですが、この部分につきましては、制服、体操服の最終選考としておりますが、本来この部分については、学校長の権限において決定をしていくところとなっております。しかし統合校の学校長が現在おりませんことから統合対象校の教職員で構成される関係各校連絡調整会議で(アンケートの結果を踏まえ)制服や体操服等の選定を行い、ある程度絞り込んだものをPTA検討委員会で最終的に選考していただくことや、物品の色などの選択をしていただくことを想定しております。本年度中には品物の仕様等を完成させる必要がありますことから来年2月頃を目途にPTA検討委員会で決定をする予定としております。次にPTA組織等の部分につきましては、統合の前年度の令和2年度のPTA等の決算承認の仕方や時期をどの様にするのかについて今回の委員会で事務局(案)をお示ししたところであり、各PTAで協議をしていただき来年1月までを目途に決定する予定としております。また開校に向け統合校でのPTA等の規約や予算案の策定を来年12月までを目途に決定をしていく予定としております。最後に通学等についてですが、PTAに関わっていただく通学時の見守り活動について、具体的な箇所や体制について来年度の9月頃までを目途に決定を行っていく予定としております。次に(2)のPTA検討委員会で意見をいただく事項として運動会・体育祭及び文化祭の実施方法等や学校集金に係る取扱い金融機関について今回の委員会の中で事務局(案)をお示しし各PTAで来年1月頃までを目途に意見を取り纏めていただくようお願いをいたしました。

施設整備課長 続いて、施設整備の進捗について資料①をもとにご報告いたします。赤で記載があるものは実際に事業に入っています。新駅建設工事は、令和元年10月下旬を契約末期として現在設計中です。市道湊北部226号線整備工事は、令和2年2月中旬を工期末に契約を済ませたところです。現場はまだ工事には入っておりません。市道湊1級7号線整備工事は令和2年1月初旬を工期末に現在歩道を90センチ拡幅するためにU字溝を設置しているところです。屋内運動場棟建設工事は令和3年1月上旬を工期末に現在着手しています。現在、地盤を改良するための工事を行っております。市

道湊北部218号線整備工事は、令和2年3月下旬を工期末に事業に入っております。こちら現場はまだ工事に着手しておりません。市道湊北部149号線整備工事は、令和2年3月下旬を工期末に契約を済ませたところです。現場はまだ工事に入っておりません。校舎棟建設工事は、令和3年1月上旬を工期末に現在屋内運動場棟同様に地盤改良工事を行っております。

学務課長

続いて、湊線体験乗車について資料②をもとにご説明いたします。統合校の通学手段が湊線になるということで、本年度から体験乗車のための予算をとっております。資料1ページ目は平磯小学校での様子です。小学生は1.5キロより遠い場合、中学生は2キロより遠い場合には基本的に湊線をご利用いただくということで、単純に距離で想定すると平磯小学区240人が乗るといって一番利用者が多い地区です。まず小学生の方で順を追ってシミュレーションをしています。人数が多いため、いきなり乗車するのではなく、初めは7月に校庭で電車のスペースを作って人数が入るかどうかを確認して、9月は実際に平磯駅ホームにて入るかどうか確認し、10月18日には平磯駅からの体験乗車を予定しております。学校と協力しながら進めているところでございます。平磯小学校の場合は非常に人数が多いので、ホーム自体は非常に長いのですが、湊線が停止する付近に整列すると大変子ども達が集まるといって、そのため、子ども達の並ばせ方・配置の仕方、こちらは他地域にもいえることですが、子ども達が湊線に乗ったことがないということはないとしても、回数が少なく慣れていないということが課題と考えております。続いて資料2ページ目の磯崎小学校です。9月4日に全児童56名による体験乗車を実施しました。磯崎小学校区は全域が統合校から1.5キロ圏内で、磯崎駅よりも統合校の方が近いという子どもも非常に多いため、実際の利用者数は未定ですが、全員が乗った場合の訓練を実施しました。人数が少ないため電車内には余裕があり、乗り降りもスムーズでした。低学年の子どもの中には慣れていないために慎重に乗り降りする場面も見受けられましたが、大きな混乱もなく体験乗車を終えることができました。続いて資料3ページ目の阿字ヶ浦小学校です。全児童98名による体験乗車を実施しました。阿字ヶ浦地区は、小・中学区合わせて120名強の乗車を見込んでおります。磯崎小同様、低学年の子どもは慎重に乗り降りする場面がありましたが、先生方の事前の指導もあり全体的にはスムーズでした。車内にも余裕がありました。阿字ヶ浦駅のホームは広く直線であり、ホーム上での混乱もありませんでした。今後、各駅に転落防止柵をつける予定です。電車の昇降口のところだけ柵がない、というものです。今回の体験乗車は、先生方に同行いただき指導を行っていただいたため非常にスムーズでしたが、実際の登下校は同様には行えないため、先ほどのPTA検討委員会で見守りという話がありましたが、それとは別に警備員による見守りも必要かと思っておりますので、そういった措置もしていきたいと考えております。

総務課長補佐 続いて、新駅について資料③をもとにご説明いたします。新駅につきましては、

海浜鉄道に関する 9/25 号の市報記事のコピーと、駅設置のための補助申請時に使用した図面の方を資料として付けさせていただきました。現在、設計途中であり、本年 10 月下旬には設計が完了する予定となっております。また設計後に工事施工認可の取得を行い、来年度に工事に着手する予定となっております。来年 8 月末頃駅舎は完成いたしますが、駅前広場の工事の関係もあり共用開始は令和 3 年 4 月を予定しています。

【質疑・意見など】

石田委員 校名の応募に、美乃浜はどのくらいあったのですか。

総務課長補佐 万葉集の一説「許奴美乃浜（こぬみのはま）」という校名（案）の応募がありました。

令和にちなみこの万葉集の和歌の一説を引用し平磯・磯崎・阿字ヶ浦の三つの地区に共通する美しい海（浜）に由来する名前とすることとし「美乃浜」となった次第です。

教 育 長 （閉会の宣言）

閉会 15：10